

鳥取大学S F研究会定款

第一章 「定義」

第一条 「名称」

我々は、我々のサークルの名称を「鳥取大学S F研究会」と定める。
以下、これを”会”と略する。

第二条 「目的」

当会の目的は、様々なメディアに於けるあらゆる形のS Fの研究およびその創作であり、また、その過程によって会員間の交流を計り、併せてS F界の文化発揚の一翼を担うことにある。

第三条 「正会員」

当会は、本条で定めるところの正会員を基礎として、構成される。
正会員たる要件は、当大学に学籍を持つ、或いは当会が特に認めた者であり、かつ、本定款第十五条に定めるところの細則中に定めるところの入会手続きを行ったものの二件のみである。

第四条 「顧問」

本学教官であり、当会の活動主旨に賛同いただける方を、顧問になって頂くものとする。

第五条 「会員の義務、および権利」

第一項 創作権

会員の持つ創作権は神聖であり、当会内でこれは保証される。

第二項 参加権、およびその義務

全ての正会員は、会の行う全ての活動に参加する権利を有し、またその義務を負う。但し、本定款に特に定めるところはその限りでない。

第三項 会費納付の義務

全ての正会員は、細則に定めるところの会費を、本定款第八条に定めるところの会計に納付する義務を有す。

第四項 社会的義務

全ての会員は、その如何なる活動に際してもその周辺社会に対し何等害を与えることなきよう計らう義務を有す。この条項は本定款に於いて全ての条項に対し優先される。

第二章 役員

第六条 「常任役員」

役員は、常任の者として以下の三名を置くものとする。

I. 会長

II. 会計

III. 編集長

兼任は特にやむをえぬ場合を除きこれを認めない。

第七条 「会長」

第一項 会長は本定款第十七条に定めるところの方法で選出され、その任期

は一年以内である。

第二項 会長は全ての会の活動に対し、公平にその利益を計らなければならない。

第三項 会長は定款上、会を代表する。

会長は、その仲裁により会の正常な運営、及び永続性を確保する。

会長は、本定款第十条に定めるところの通常部会を召集する。

会長は部会および、本定款第十一条、および第十二条に定めるところの各委員会に教書を送ることが出来る。

会長は、選挙を指定する。

会長は、定款および細則が定める場合、全正会員投票を指定する。

会長は、他のSF団体との交渉を行う。

会長は、本定款第十三条に定めるところの公文書のひとつである会員証を発行する。

第四項 会長の就任、および罷免に付いては、細則にてこれを定める。

第五項 会長は、その職務を遂行するに当たって成された行為について、定款および細則に反する限りを除いて責任を負わない。

第六項 部会の承認を必要とする、正会員が発案し会長の名に於いて発するところの全ての行為は、発案する正会員の副書がなければ効力を有さない。

第七項 会長はその権限の一部を部会の承認を得て一人、または複数の正会員に委任することが出来る。

第八項 会長は本定款第八条に定めるところの会計、および本定款第九条に定めるところの編集長に対し監査権を持つ。

第八条 「会計」

第一項 会計の選出、任期は本定款第七条第一項に準ずる。

第二項 会計は会の全ての活動に対し、公平にその職務を遂行しなければならない。

第三項 会計は、会の財務を司る。

会計は、その財務処理により会の正常な運営を確保する。

会計は、本定款第十二条に定めるところの予算調整委員会を主催する。

会計は、会の資金を保管し、あらゆる金銭の出納を記録する。この記録は部会毎に会計により報告される。

第四項 会計の就任・及び罷免については本定款第七条第四項に準ずる。

第五項 会計は、会の公平な利益のみ責任を負う。

第六項 会計は、会長、および編集長に対し監査権を持つ。

第九条 「編集長」

第一項 編集長の選出、任期は本定款第七条第一項に準ずる。

第二項 編集長は、会の全ての創作活動を司る。

第三項 編集長は、その編集行為により会の正常かつ永続的な創作活動を計

る。

第四項 編集長は、本定款第十一条に定めるところの編集委員会を主催する。

第五項 編集長は、全ての創作物の採用権を有する。

第六項 編集長の就任、および罷免については本定款第七条第四項に準ずる。

第七項 編集長は、会の正常な創作活動にのみその責任を負う。その職務を遂行するに当たって成された全ての行為は、定款に反する場合を除き、責任を問われない。

第八項 編集長は、会長、および会計に対し監査権を有す。

第三章 「活動」

第十条 「部会」

第一項 部会は、会の最高意志決定機関である。

第二項 部会は、全ての正会員でこれを構成する。

第三項 議長は、会長がこれを勤める。但し、会長自身が議題に関している場合、部会はこの議題の発案者以外の正会員より臨時議長を選出する。

第四項 全ての会員は、部会で行った演説、討論、または評決について、部会外で責任を問われない。

第五項 強制委任は無効である。会員の評決権は個人的である。

第六項 通常部会は毎週開かれるものとする。召集方法、開催日については、細則でこれを定める。

第七項 全ての会員は、緊急時、会の意志決定が必要とされる場合、その名に於いて部会の臨時会を召集することが出来る。

第八項 部会は、正会員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することが出来ない。部会の議決は、本定款、および細則に特別の定めのある場合を除き、出席した正会員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第九項 全ての正会員は部会に出席する義務を負う。やむをえず欠席する場合は、その旨を部会開会までに本人が役員に届けなければならない。

第十項 部会は、全ての会員に対し出席を要求できる。

第十一項 部会は、全ての会員に対し公開とする。編集長は議事録を作成し、その全文、もしくはその要約を会報に掲載しなければならない。

第十二項 部会は、選挙を管理する。但し、被選挙人である会員は、これに加わることが出来ない。

第十一条 「編集委員会」

第一項 編集委員会は、会の刊行物の編集、発行を行う常設委員会である。

第二項 編集委員会は、全正会員で構成され、編集長が主催する。

第十二条 「予算調整委員会」

第一項 予算調整委員会は、予算作成時に会計の名によって召集される。

第二項 予算調整委員会は、主催たる会計のほか、次のメンバーにより、構成される。

会長は、会全体の利益を守り、その増進を計るため、これに参加す

る。

編集長は、会の編集関連予算作成のため、これに参加する。

会計によって指名され部会の承認を得た正会員が、予算調整委員としてこれに参加する。

第三項 予算調整委員会は、予算を作成する。

第四項 予算調整委員会の議決は、全委員の合意を持ってし、合意が得られぬ場合は、会計の決するところとする。

第十三条 「発行物」

会は、次の発行物を発行する。

I. 本定款、および細則で定められた、各種公文書。

II. 会誌。これは、年一回以上発行とする。

III. 会報。これは、年五回以上発行とする。

第十四条 「特別条項」

当会は、本定款発行時に於いて山陰唯一の合宿制SFコンベンション「雲魂」に、その企画段階(1984年)より協催団体として関わってきた。現在雲魂は、地方コンベンションとして日本SF界に確固たる地位を築くに至った。この事実を鑑み、日本SF界のSF文化発揚のため当会は雲魂が存続する限りその協力を惜しんではない。

第四章 各種事務事項

第十五条 「入会」

入会の手続きに関しては、細則によってこれを定める。

第十六条 「退会」

第一項 退会の手続きに関しては、細則によりこれを定める。

第二項 部会は、次の事項に該当する会員に対して強制退会、またはそれに準ずる処置を行うことが出来る。

I. 会の名を汚したもの。

II. 会の活動運営を妨げるもの。

III. 会費の滞納が著しいもの。

IV. その他、定款を著しく犯したものの。

第十七条 「役員改選」

第一項 役員の定数は、それぞれ1名とし、細則で定められた改選期に於いて、改選されるものとする。

第二項 役員の選挙は立候補制とする。立候補者数が定員の時は信任投票。また、その数が定員を過出した場合、普通選挙を行うものとする。

第三項 前項に於いて、立候補者数が定員に満たない場合、前任役員がこれを指名することが出来る。

第十八条 特別会員、OBおよびOG会員

第一項 役員は、その名に於いて、有能な人物を部会の承認を得て特別会員とすることが出来る。

第二項 正会員は、本学卒業、もしくは研究室配属時を以って正会員より〇

BおよびOG会員に移行することが出来る。

第三項 特別会員、OBおよびOG会員は、正会員を拘束する全ての義務に対し何等拘束されることはない。

第五章 「改正」

第十九条 「改正」

第一項 本定款は、改正が可能である。

第二項 本定款の改正は、部会に於いて全出席会員の3分の2以上の賛成で部会がこれを発議し、全会員に提案してその承認を得なければならない。

この承認には、特別の全会員投票を以ってし、その5分の4以上の賛成を必要とする。

第三項 定款改正について、前項の承認を経たときは、会長はこの定款と一体を成すものとして直ちに公布する。

第六章 「補則」

第二十条 「細則」

部会は、本定款を補いその運営の円滑のため、細則を設けることが出来る。

第二十一条 「補則」

第一項 この定款は、2006年4月1日より、これを施行する。

第二項 この定款を施行するために必要な規則の制定、役員選挙、および部会の召集の手続き、並びにこの定款を施行するために必要な準備手続きは前項の期日より前に、これを行うことが出来る。

二十二代目会長： 宮脇 渉

十九代目編集長： 曾谷 勲